

4 同意事項

- (1) 不妊去勢手術時に、耳にV字カットを施すこと。(手術済の明示)
- (2) 不妊去勢手術等により生じた問題及び手術後に生じた問題について、県は責任を負わないこと。
- (3) 活動の実施に当たっては、地域住民の十分な理解を得られるよう努めること。
- (4) 活動が活動地域の土地所有者又は管理者の意向に反しないこと。
- (5) 記載内容について、県から補助対象猫の生息地の市町村へ情報提供すること。
- (6) この補助金は、県の予算の範囲内で交付するものであり、申請期限内であっても申請の受付を終了する場合があること。
- (7) 実績報告後に、領収書の内容について、県から動物病院等へ問い合わせることがあること。

5 注意事項

- (1) 「地域猫活動」とは、地域に住む住民の十分な理解の下、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行い、給餌・給水、給餌場・給水場及びトイレの設置、清掃等衛生管理、猫の遺棄対策等を実施することで、人と動物の調和のとれた共生社会を目指す一連の活動をいいます。
- (2) 「地域猫活動団体」とは、高知県内（高知市を除く）の地域猫活動が行われる地域の町内会、地区会等の地域自治組織又はそれらの連合、集落活動センター等の地域運営組織又は地域猫活動が行われる地域の居住者を代表とする3人以上の住民で構成された団体であって、地域猫活動を行う団体です。ただし、市町村が観光地等の居住区域外での活動を認める場合は、当該地域外の住民で構成された団体でも差し支えありません。
- (3) 補助事業者の代表者が居住する市町村の活動地域内に生息する猫のみが対象です。
- (4) 住所地の市町村の窓口に提出してください。
- (5) 実績報告書に添付する領収書には、領収日、手術日（領収日と異なる場合のみ）、性別（メス・オス、又は不妊・去勢手術の別）、不妊去勢手術済みであることが分かる身体的識別措置（耳カット等）の実施についての記載が必要です。
- (6) えんぴつ・消せるボールペン・修正液やテープは使用しないでください。
修正が必要な場合は、新たに書き直していただくか、訂正箇所には二重線を引き、その上に自筆で正しい内容を記載してください。